

○「令和8年度ほとめき♡ときめき婚活イベント」業務

<質問に対する回答>

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
1	実施要項	2	6(8)	実施要項 6(8)に定める「過去 6 年間に於いて同様の業務実績を有すること」について、自治体から直接受託した実績はないものの、福岡県結婚応援事業として、自主的に企画・開催した婚活イベントの実績は「同種の業務実績」に該当するとの理解でよろしいでしょうか？ また、該当する場合、当該実績を様式第 8 号「業務実績書」に記載して差し支えないでしょうか？	本件仕様書等に定めるような、婚活を目的としたイベントであれば自治体との契約の有無は問いません。 また、様式第 8 号への記載も差し支えありません。自治体等との契約でない場合は「業務内容」「その他参考となる事項」欄のみご記載ください。
2	実施要項・様式第 8 号	2・8	6(8)・様式 8	参加資格の「過去 6 年間に於ける同種の業務実績」について、官公庁・自治体からの受託実績ではなく、民間主催の婚活イベント（企画・集客・当日運営）の実績でも参加資格を満たしますか。その場合、実績を証明する資料（契約書、請求書、募集ページ、実施報告書等）の指定があればご教示ください。なお、参加資格の充足と、自治体実績に対する審査上の評価は別であるとの理解でよいでしょうか。	参加資格については質問 No. 1 をご参照ください。 様式第 8 号以外に実績を証明する資料の提出は不要です。 参加資格及び審査上の評価については、お見込みのとおりです。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
3	実施要項	4・5	9(1)(エ)・ 10(2)⑥ウ	匿名の副本及びプレゼンテーションにおいて、過去の自治体婚活事業の実績を自治体名、開催地域、実施件数、成果数値等を付して記載・説明することは可能でしょうか。事業者の特定につながる情報として伏せるべき範囲をご教示ください。	自治体婚活事業の実績について、自治体名、開催地域、実施件数、成果数値等を付して記載・説明していただいて構いませんが、事業者の特定につながる表記や説明は避けてください。
4	業務委託仕様書	2・3	4(2) ・ 5(1)④	石橋文化会館小ホール及び研修室の会場使用料は市の負担でしょうか。また、机、椅子、音響設備、スクリーン等、無償で利用できる会場備品とその数量をご教示ください。	会場使用料は市が負担します。また、会場備品について、机、椅子は無償で利用が可能です。その他、有料の備品につきましても、会場で貸出が可能なものであれば、市の負担で利用が可能です。ただし、市の予算の範囲内となる為、事前に協議させていただきます。 貸出が可能な備品については、石橋文化センターのホームページをご確認ください。
5	業務委託仕様書	2	4(2)	本業務の実施場所として「石橋文化会館（小ホール）」が指定されておりますが、当該施設のマイクや机等の付帯設備使用料に関する負担は受託者になりますでしょうか。	質問 No. 4 をご参照ください。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
6	業務委託仕様書	2・3	4(3)①・ 5(1)③	市が実施する魅力アップセミナーについて、現時点で予定しているテーマ、講師及び具体的内容があればご教示ください。未定の場合、企画提案書では受託者が想定するセミナー内容を前提として、連動するイベント内容を提案してよいでしょうか。	セミナーの具体的内容は現在調整中ですが、男女に分かれて実施予定としております。 内容につきましては、 男性：マッチング率を上げる会話術等のコミュニケーション力アップセミナー 女性：自分の魅せ方等の自分ブランディングセミナー いずれも、セミナー後のイベントにおいて実践できる内容となる予定です。 また、上記の内容に加え、男女共通して、緊張をほぐしたり、モチベーションを高めたりといったイベント前のウォーミングアップとなる内容も実施予定です。
7	業務委託仕様書	2・4	4(5)・ 5(4)⑦・6	定員 50 名（男女各 25 名）に対し、募集終了時点又は開催直前に申込・参加確定者が大幅に少ない場合（例：男女各 10 名）、受託者の責任は、仕様書所定の広報を実施することまでですか、それとも定員確保の結果責任を含みますか。最低催行人数、許容する男女比、追加募集の要否、開催可否の決定者・判断期限、未達時の委託料減額等の取扱いをご教示ください。	募集に伴う受託者の責任は、仕様書に示す業務内容の範囲となります。最低催行人数は、申込状況に応じて協議させていただきます。 原則、男女同数としますが、参加決定後のキャンセル等による男女比の相違については、許容します。 追加募集及び募集期間の延長は原則行いません。 開催可否の判断・決定については市と受託者で協議の上決定します。 人数未達の場合でも、イベントが開催されるのであれば、原則委託料の減額はありません。中止となる場合は、中止判断時において確定した範囲の業務内容に応じて変更契約を行います。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
8	業務委託仕様書	3・4・6	5(1)②⑤・ 5(3)④・ 5(5)・ 11(3)(4)	当日のプロフィール表示、1対1トークの座席・席替え案内、進行管理及びマッチング回答・集計に、受託者の自社開発 Web アプリを使用してよいですか。利用する場合、市が作成する自己紹介シート及びマッチングシートは紙での併用が必須でしょうか。必要な事前承認、セキュリティ要件、同意取得、保存・削除方法及び障害時の代替運用に関する条件をご教示ください。	アプリ等の使用について、市において機能を確認し、承認の上で使用は可能ですが、参加者への過度な負担とならないこと、また本イベントに関係のない費用の徴収、データの収集等がないようにしてください。その他個人情報の取り扱いについては契約締結時に示す書面で確認するとともに、法令等を遵守してください。なお、参加者には市が申込受付を行う際にアプリの利用に関して同意取得を行います。 アプリを活用する場合は、自己紹介シート及びマッチングシートは紙での併用は必須ではありません。 アプリに記録された情報は市に提供できるようにするとともに、イベント終了後は削除をお願いします。当日不具合が生じた場合でもスムーズに進行できるような代替措置もご準備ください。
9	業務委託仕様書	3	5(1)⑥・ 5(3)③	飲食代等の実費相当分として参加者から徴収する負担金について、金額の上限又は目安はありますか。また、飲食費及び参加者負担金収入は価格提案の積算に含めず、委託料とは別会計として取り扱う認識でよいでしょうか。	飲食代等の上限や下限などの目安はありませんが、適正な価格設定をお願いします。また、飲食代等は参加者の実費負担となりますので、委託料には含まれていません。
10	業務委託仕様書	3	5(1)⑥	イベントにおける飲食代等の実費相当分については参加者負担とし、受託者が徴収する旨が記載されておりますが、この「参加者負担金」の金額設定について想定されている負担金の上限額や目安等がございますでしょうか。	質問 No. 9 をご参照ください。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
11	業務委託仕様書	4	5(4)⑦	SNS 等を活用した広報について、有料 SNS 広告の広告出稿費を委託料に計上することは可能でしょうか。また、市が特に募集を想定する地域又は優先地域があればご教示ください。	想定 of 広告料は計上して差し支えありません。対象者は仕様書 4 (4) に示すとおりで、その他の優先事項等はありません。
12	業務委託仕様書	4・5	5(4)⑦・6	集客・広報手段として、街コンジャパン、オミカレ等の集合型イベント情報サイトを利用してよいですか。利用可能な場合、(a)告知のみ行い申込先を市の受付ページとする方法、(b)当該サイト上で申込を受け付ける方法のいずれが認められますか。また、有料掲載費を委託料に計上できるか、外部サイトが申込者情報を取得する場合に必要な市の事前承認・個人情報保護上の条件をご教示ください。	集客・広報手段については、特に制限や事前の手続きはありませんが、情報サイトや SNS に掲載する場合は、誤解を招く表記をしない、市が公開する HP を明記する等、市の信頼を損なう案内を避け、利用者トラブルを招かないようご配慮ください。有料掲載費は委託料に計上できます。申し込みは市が管理する方法でのみ受け付けます。外部サイト等の機能は利用しないでください。
13	業務委託仕様書	4・6	5(5)⑤・11(6)	申込不足、悪天候・災害、感染症、会場都合その他の理由で延期又は中止となった場合、①開催可否の判断主体・判断期限、②延期・代替開催の要否、③中止時の業務完了範囲及び委託料の精算方法、④既に発生した広告掲載料、飲食キャンセル料、スタッフ・資材等の費用負担をご教示ください。受託者の責めに帰さない事由と、集客未達の場合で取扱いが異なる場合は、その区分もご教示ください。	①いかなる理由の場合も、開催可否の判断は、市と受託者で協議の上決定します。 ②延期・代替開催は行いません。 ③中止判断時において確定した範囲の業務内容に応じて変更契約を行います。 ④受託者の責めに帰すことができない事由の場合、協議の上、必要に応じて変更契約をし、市が負担します。集客未達によるイベントの中止も同様に取り扱います。